

販路開拓に取り組んだ（取り組む）中小企業に対して、

上限 **5万円（補助率10/10）** の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

助成 経費

※**2024年4月1日～2024年12月31日**までに支払い完了した経費が対象です。
※申請は1度限りです（他商工会・商工会議所等で助成を受ける場合は不可）

< 広告宣伝費（下記3項目のみ助成対象） >

- 新聞・雑誌等の掲載
- パンフレット・チラシ等の作成
- チラシ等のポスティングや折込等

*** 上記以外の経費や備品等の購入は助成の対象外です。**

申請 流れ

①事前申請

このチラシ（裏面）で**2024年7月5日までに**事前申請を行います。

②安土町商工会の審査

経費が助成対象に該当するかどうかを確認します。助成申請額が予算枠（120万円）を超えた場合、全申請者一律で同比率を減額します。

③実績報告（事業完了後）

事業完了後、次の書類を**2025年1月10日までに**安土町商工会に提出して下さい。

- ・原油高騰・物価高騰対策販路開拓支援助成金交付申請書
- ・申請時チェックリスト
※上記2点は、安土町商工会のHPからダウンロードしてください。
- ・請求書等のコピー
- ・振込依頼書および通帳のコピー3点（表紙・表紙裏・支出額の頁）
- ・実績を確認できるもの（掲載雑誌、チラシ等の原本）

④助成金の振込

実績報告書確認後、助成金を指定の口座に振込します。

注意 事項

- * 領収書の日付は**2024年4月1日～2024年12月31日**です。既に支払っている場合も対象となります。
- * 事業を既に完了している場合は、①事前申請時に、③実績報告書類も提出して下さい。
- * **同一の経費で、以下の補助金を受けている場合、助成金の対象経費となりません。**
 - ・「小規模事業者持続化補助金」
 - ・「その他補助金や助成金」
- * **今後、事業を行う場合も必ず、このチラシ裏面で7月5日までに①事前申請を行ってください。ただし、助成申請額が予算枠を超えた場合、減額がありますのでご了承下さい。**

《応募できる方》

安土町商工会に加入する中小企業（中小企業とは下図該当）と個人事業主

業種	中小企業	
	資本金 または	常時使用する従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

《対象経費》

広告宣伝費（下記3項目のみ助成対象とします）

- 新聞・雑誌等の掲載 パンフレット・チラシ等の作成
 チラシ等のポスティングや折込等

* **上記以外の経費や備品等の購入は助成の対象外です。**

* 慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外

《予定採択額と返還項目》

120万円（24件×5万円）

安土町商工会で経費が助成対象に該当するか確認します。7月中旬に交付決定通知を案内する予定です。なお、申請額が予算枠を超えた場合は、申請者一律に採択額を減額しますのでご了承ください。

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- * 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- * 助成金交付の条件に違反したとき
- * 助成事業の実施について不正行為があったとき
- * 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

原油高騰・物価高騰対策販路開拓支援助成金 ①事前申請書

申請者名：

連絡先：

— — （携帯） — —

実施内容：

経費内容：
(実績・予定)

既に支払った金額（消費税抜） 円

今後予定している金額（消費税抜） 円

《申請先・お問い合わせ先》

〒521-1343 近江八幡市安土町小中1-8 安土町商工会

☎0748-46-2389

☎0748-46-5644